

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前									
<p>附 則 （55歳を超える職員の給与の特例措置）</p> <p>11 （1） 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（<u>以下</u>「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（<u>以下</u>「給料月額減額基礎額」という。））</p> <p>（特例期間における職員の給与の臨時特例措置）</p> <p>15 平成25年7月1日から同年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（同条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する給料月額（春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第14号）附則第8項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" data-bbox="164 1944 767 2067"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3級以下</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>4級及び5級</td> <td>100分の7</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	割合		3級以下	100分の4	行政職給料表	4級及び5級	100分の7	<p>附 則 （55歳を超える職員の給与の特例措置）</p> <p>11 （1） 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（<u>以下この項、附則第13項及び第14項において</u>「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（<u>以下この項及び附則第13項において</u>「給料月額減額基礎額」という。））</p>
給料表	職務の級	割合								
	3級以下	100分の4								
行政職給料表	4級及び5級	100分の7								

	6 級以上	100分の 9
医療職給料表	4 級以下	100分の 4
	5 級以上	100分の 9

16 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 第19条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 第19条第1項 前項及び前号に定める額

イ 第19条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第19条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

17 特例期間においては、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

18 特例期間においては、附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する前3項（附則第16項第1号を除く。）の規定の適用については、附則第15項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から附則第11項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第16項第2号中「前項」とあるのは「附則第18項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額に」とする。

19 特例期間においては、この条例に基づく手当（給料月額がその手当の額の算出の基礎となるものに限る。）の支給に当たっては、附則第15

<p>項から前項までの規定にかかわらず、その算出の基礎となる給料月額を減額しないものとする。</p> <p>20 附則第15項から第18項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)
- 2 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。
  - (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p> <p>6 平成25年7月1日から同年12月31日までの間においては、第15条第3項の規定の適用については、同項中「第15条」とあるのは、「附則第17項（給与条例附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>附 則</p>

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。
  - (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
  - (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。次項及び第16条において「給</p>

第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

附 則

（給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

- 6 平成25年7月1日から同年12月31日までの間においては、第19条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは、「附則第17項（給与条例附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

附 則